

各務原市学校給食欠食届

(宛先) 各務原市

学校へ欠食届を提出する日(欠食開始の3日より前)、又は学校へ電話連絡した日を記入してください。

令和 ● 年 10 月 23 日

保護者(納付義務者)

住所 各務原市那加桜町1丁目69番地

氏名 各務原 太郎

電話番号 080-1234-5678

児童生徒との続柄 父

次のとおり、学校給食の提供を受けることができないので、各務原市学校給食費に関する条例施行規則第6条第3項の規定により届け出ます。

学校給食の提供を受けている児童又は生徒	学校名	各務原第一 小学校 中学校・特別支援学校
	学年・組	● 年 ● 組
	フリガナ氏名	カカミガハラ ハナコ 各務原 花子
	生年月日	平成 ● 年 ● 月 ● 日
欠食理由(いずれかに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記入してください) ()	
欠食期間	開始日 令和 ● 年 11 月 1 日 から 終了日 令和 ● 年 11 月 8 日 (予定)まで	

「開始日」は欠食届の提出日の2日後以降(休日等除く)の日を記入してください。

「終了日」は開始日から数えて、学校給食を実施する日において連続5日以上(休日等除く)の欠食となる場合の、欠食期間の最終日を記入してください。

(※連続5日以上(休日等除く)の欠食とならない場合は調整の対象になりません。)

(注)

- 学校給食の提供を受けていない児童又は生徒は、この届出の対象外です。
- この届出は、学校給食を実施する日(休日等除く)の前日までに提出してください。
- 欠食とは、学校給食を実施する日(休日等除く)において、連続して5日以上(休日等除く)欠食する状態を指します。
- 市が学校給食を実施する日(休日等除く)において、連続して5日以上(休日等除く)欠食する場合は給食費の調整対象となります。急な欠食や1～4日の欠食の場合は給食費の調整対象となりません。
- 市が学校給食を実施する日(休日等除く)において、連続して5日以上(休日等除く)欠食する場合は、3日前(休日等除く)までに学校へ欠食届を提出できない場合は、学校が受け付けた日の2日後以降(休日等除く)の日が欠食1日目となります。

※「休日等」とは、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等。